

令和6年第3回中間市議会定例会会期日程

(会 期 9月3日～9月26日：24日間)

月	日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
9月	3日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 選挙第1号 3. 同意案第3号 4. 諮問第1号・諮問第2号 5. 認定第1号～認定第9号 6. 第38号議案～第46号議案 「 議案上程・提案理由説明 」 「 質疑・討論・採決 」
9月	4日	水	休 会		
9月	5日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 認定第1号～認定第9号 3. 第38号議案～第46号議案 [質疑・委員会付託]
9月	6日	金	休 会		
9月	7日	土	休 会		
9月	8日	日	休 会		
9月	9日	月	休 会	委員会	
9月	10日	火	休 会	委員会	
9月	11日	水	休 会	委員会	
9月	12日	木	休 会	委員会	
9月	13日	金	休 会	委員会	
9月	14日	土	休 会		
9月	15日	日	休 会		
9月	16日	月	休 会		
9月	17日	火	休 会	委員会	
9月	18日	水	休 会	委員会	
9月	19日	木	休 会	委員会	
9月	20日	金	休 会	委員会	
9月	21日	土	休 会		
9月	22日	日	休 会		
9月	23日	月	休 会		
9月	24日	火	休 会		
9月	25日	水	休 会		
9月	26日	木	開 議 午前10時		1. 認定第1号～認定第9号 2. 第38号議案～第46号議案 3. 意見書案第7号～意見書案第9号 「 提案理由説明・委員長報告 」 「 質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第3回中間市議会定例会

令和6年9月3日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和6年8月26日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 令和6年度一般会計及び特別会計等 | 令和6年4月～5月分 |
| (2) 令和5年度・令和6年度中間市水道事業会計 | 令和6年3月～5月分 |
| (3) 令和5年度中間市公共下水道事業会計 | 令和6年3月分 |

2. 中間市債権管理条例第20条及び中間市債権管理条例施行規則第12条の規定により、放棄した私債権の報告書を、令和6年8月21日付で市長から下記のとおり受領した。

記

放棄した債権の名称	件 数	金 額
住宅新築資金等貸付金	1 件	2, 0 4 6, 4 1 4 円
診療費	1 2 件	6 6, 3 0 6 円
市営住宅使用料	5 件	1 9, 1 1 4 円
市営駐車場使用料	3 件	4 9, 5 0 0 円
水道料金	6 9 6 件	2, 5 6 4, 1 3 1 円

3. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度中間市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を、令和6年8月27日付で、市長から受領した。

4. 地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人中間市文化振興財団の経営状況を説明する書類を、令和6年8月29日付で市長から下記のとおり受領した。

記

- (1) 令和5年度決算書
(地方自治法第244条の2第7項に基づく事業報告書を兼ねる。)
- (2) 令和6年度事業計画書
- (3) 令和6年度予算書

(意見書の提出)

5. 令和6年7月4日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対してそれぞれ送付した。

記

- (1) 離婚後「共同親権」を導入する民法改正の再考を求める意見書
- (2) 次期主力戦闘機輸出解禁に反対する意見書

令和6年 第3回 9月（定例）中 間 市 議 会 会 議 録（第1日）

令和6年9月3日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和6年9月3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 選挙第1号 堀川水利組合議会議員の選挙
- 日程第 3 同意案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
（日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
（日程第4・日程第5 提案理由説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 6 認定第1号 令和5年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第2号 令和5年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第3号 令和5年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第4号 令和5年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第5号 令和5年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第6号 令和5年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第7号 令和5年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第8号 令和5年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第14 認定第9号 令和5年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
（日程第6～日程第14 提案理由説明）
- 日程第15 第38号議案 令和6年度中間市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 第39号議案 令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）

- 日程第 17 第 40 号議案 令和 6 年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 第 41 号議案 令和 6 年度中間市水道事業会計補正予算（第 1 号）
（日程第 15～日程第 18 提案理由説明）
- 日程第 19 第 42 号議案 中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 20 第 43 号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例
（日程第 19・日程第 20 提案理由説明）
- 日程第 21 第 44 号議案 中間市第 5 次総合計画基本構想の策定について
（日程第 21 提案理由説明）
- 日程第 22 第 45 号議案 中間市道路線の認定について
（日程第 22 提案理由説明）
- 日程第 23 第 46 号議案 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協
議について
（日程第 23 提案理由説明）
- 日程第 24 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1 番 小林 信一君	2 番 堀田 克也君
3 番 田口 善大君	4 番 蛙田 忠行君
5 番 柴田 芳信君	6 番 田口 澄雄君
7 番 山本 慎悟君	8 番 安田 明美君
9 番 掛田るみ子君	10 番 中尾 淳子君
11 番 阿部伊知雄君	12 番 大和 永治君
13 番 柴田 広辞君	14 番 下川 俊秀君
15 番 井上 太一君	16 番 中野 勝寛君

欠席議員（0名）

欠 員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	福田 浩君	副市長	………	田代 謙介君
教育長	………	蔵元 洋一君	総務部長	………	後藤 謙治君
未来創造部長	………	井上 篤君	未来創造部参事	…	村上 智裕君
市民部長	………	北原 鉄也君	保健福祉部長	………	冷牟田 均君
保健福祉部参事	…	岩切 伸一君	教育部長	………	清水 秀一君
建設産業部長	………	白石 和也君			
環境上下水道部長	………				亀井 誠君
消防長	………	高野 智宏君	総務課長	………	久野 朋博君
財政課長	………	持田 将一君	契約課長	………	野中 康伸君
企画課長	………	佐野 耕二君			
人権男女共同参画課長	………				石井 浩司君
介護保険課長	………	向 貴幸君	健康増進課長	………	八汐 雄樹君
建設課長	………	小土井 崇君	下水道課長	………	松永 嘉伸君
上水道課長	………	伊藤 英彦君			

事務局出席職員職氏名

事務局長	志垣 憲一君	書 記	熊谷 浩二君
書 記	山本 和美君	書 記	黒川美寿穂君

午前 10 時 00 分開会

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 16 名で、定足数に達しております。これより、令和 6 年第 3 回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項は、お手元に配付しております。朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 会期の決定

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から 9 月 26 日までの 24 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は 24 日間と決しました。

日程第 2. 選挙第 1 号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 2、選挙第 1 号、堀川水利組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、議長において、指名することに決しました。

堀川水利組合議会議員に下川俊秀議員、白橋宏さん、勝原利介さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました 3 人の被指名者を堀川水利組合議会議員の当選人と決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました3人の被指名者が、堀川水利組合議会議員に当選されました。

日程第3. 同意案第3号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第3、同意案第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

同意案第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の固定資産評価審査委員会委員であります日高幸夫氏の任期が今年21日で満了となりますことから、固定資産の評価について学識経験を有しておられます同氏を引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、日高氏の任期につきましては、令和6年9月22日から令和9年9月21日までの3年間でございます。ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、同意案第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

委員の選任を同意することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、同意案第3号は、これに同意することに決しました。

日程第4. 諮問第1号

日程第5. 諮問第2号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第4、諮問第1号、日程第5、諮問第2号の諮問2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福岡市長。

○市長（福田 浩君）

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

本市の人権擁護委員であります乙藤和典氏の任期が、本年12月31日をもって満了となります。

つきましては、法務大臣から福岡法務局長を通じ、後任候補者の推薦依頼がございましたので、基本的人権の擁護という広範かつ重要な活動に、熱意を持って取り組んでおられます同氏を引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、乙藤氏の任期につきましては、令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間の予定でございます。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

本市の人権擁護委員であります三角由紀子氏の任期が、本年12月31日をもって満了となります。

つきましては、法務大臣から福岡法務局長を通じ、後任候補者の推薦依頼がございましたので、基本的人権の擁護という広範かつ重要な活動に、熱意を持って取り組んでおられる同氏を引き続き候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、三角氏の任期につきましては、令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間の予定でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問2件は、委員会の付託を省略し

たいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、諮問2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。
この採決は電子表決により行います。

候補者を適任と認めることについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、諮問第1号は、適任と認めることに決しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。この採決は
電子表決により行います。

候補者を適任と認めることについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、諮問第2号は、適任と認めることに決しました。

日程第 6. 認定第1号

日程第 7. 認定第2号

日程第 8. 認定第3号

日程第 9. 認定第4号

日程第10. 認定第5号

日程第11. 認定第6号

日程第12. 認定第7号

日程第13. 認定第8号

日程第14. 認定第9号

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第6、認定第1号から日程第14、認定第9号までの令和5年度各会計決算

認定9件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

認定第1号から認定第7号までにつきましては、各会計別一括して提案理由を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、歳入及び歳出の差引額は9億1,280万円の黒字決算となっております。

一般会計の歳入の主なものといたしましては、市税収入が42億6,350万円となり、前年度と比較いたしますと9,240万円の増額となっております。市税収入増額の要因といたしましては、法人市民税が新型コロナウイルス感染症の影響による減収から回復しきれていない状況にあるものの、固定資産税及び都市計画税におきまして、大規模家屋の新築や新築家屋の増加、新規事業者の開業や既存事業者の設備投資による償却資産の増加により8,090万円の増収となったことをはじめ、個人市民税、軽自動車税及び市たばこ税におきましても、それぞれ増収となったことに伴い、これらの増加額が法人市民税の減少額を上回ったことによるものでございます。

また、市税徴収率につきましては、適正な債権管理及び徴収強化に継続して取り組むとともに、固定資産税及び軽自動車税につきまして、令和5年度から全国の共通納税対応金融機関での納付が可能となったことにより、納付利便性が向上したこともありまして、前年度の97.4%から0.3ポイント上昇し、97.7%となっております。

歳入におけるもう一方の柱でございます地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税を合わせますと54億4,890万円となり、前年度と比較しますと8,740万円の減額となっております。

また、地方交付税を補完いたします臨時財政対策債につきましても、前年度より7,730万円の減額となる6,030万円となっております。

地方交付税の減額の要因といたしましては、普通交付税におきまして、基準財政収入額が固定資産税を中心に増額となったこと、また、基準財政需要額の臨時費目による措置が縮小したことによるものでございます。また、臨時財政対策債の減額の要因といたしましては、国の地方財政計画において、地方全体の発行額が減額となったことによるものでございます。

次に、歳出の主なものにつきまして、まず、義務的経費につきましてご説明を申し上げます。

人件費におきましては、給与の増額改定や職員数の増加等により、前年度と比較いたしますと1億2,820万円増額いたしております。

扶助費におきましては、住民税非課税等の低所得世帯や低所得の子育て世帯等を対象とした物価高騰対策のための給付金給付費の増額、また、障がい者福祉サービスの給付費の

増額等により、前年度と比較しまして6億390万円増額の65億6,500万円となっております。

公債費におきましては、前年度と比較いたしまして1,080万円減額となる11億1,530万円となっております。

次に、主な事業につきまして、ご説明を申し上げます。

総務費におきましては、個人版のふるさと納税制度による寄附金収入が4億410万円と前年度と比較して1億4,170万円の減額となったことに伴い、ふるさと納税管理業務に係る経費が9,490万円減額の2億430万円となっております。登録事業者や返礼品の増加に取り組んでいるところでございますが、一人でも多くの皆様に本市を応援していただけるよう、市の魅力や情報のさらなる発信に努め、創意工夫による自主財源の確保を図ってまいります。また、中間市市民会館の老朽化した舞台機構設備の修繕に4,890万円、屋上防水及び外壁改修工事に6,780万円をそれぞれ支出し、長寿命化を図っております。

民生費におきましては、市民税非課税世帯に対して3万円を支給する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として2億1,150万円を、低所得のひとり親世帯等に対して子ども一人当たり5万円を支給する低所得の子育て世帯生活支援特別給付金として7,920万円をそれぞれ支給いたしました。また、市民税非課税世帯に対して7万円を、市民税均等割のみ課税世帯に対して10万円を、さらに、対象世帯の18歳以下の子どもに一人当たり5万円を加算して給付する物価高騰緊急支援給付金として、合計5億9,650万円を支給いたしました。

衛生費におきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和4年度に引き続き希望する市民の皆様に対する新型コロナウイルスワクチン接種を実施いたしました。なお、新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種は、令和5年度で終了いたしました。令和6年度からは、65歳以上の高齢者等を対象とした定期接種として実施されますことから、引き続き医療従事者の皆様をはじめ関係機関のご助力を賜りつつ、円滑にワクチン接種が実施できるよう努めてまいります。また、物価高騰の影響を受ける市民の皆様及び市内事業者の支援を目的として、水道事業において基本料金を8か月間減免したことから、水道事業会計に繰出金を支出いたしました。

農林水産業費におきましては、老朽化の進んだ中底井野地区の農業用揚水ポンプの改修工事を実施し、農業環境の整備を行いました。

商工費におきましては、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響を受けた地域経済を活性化するため、令和2年度以降4年連続となる30%のプレミアム付き商品券を販売いたしました。なお、令和5年度は、その一部をデジタル商品券として販売しており、キャッシュレス決済の推進と利便性の向上を図ることができました。また、筑前中間川まつり、筑前中間やっちゃれ祭及び筑前中間さくら祭のいわゆる三大祭につきましては、コ

コロナ禍による中止が続いておりましたが、平成30年度以来5年ぶりにこれら全てを実施することができました。

土木費におきましては、道路新設改良費につきまして、通学路整備工事や橋梁の補修工事など合計8件の工事を行っております。また、住宅建設改良費につきましては、老朽化が進んでいる深坂団地におきまして、長寿命化を図るための改修工事を実施し、住環境整備を推進しております。

消防費におきましては、消防体制の充実に向け、令和6年度に移動式高圧コンプレッサ一及び空気呼吸器を購入するため、石油貯蔵施設立地対策等交付金基金への積立てを実施いたしました。

教育費におきましては、GIGAスクール構想に基づく小中学校の校内通信ネットワーク及び一人1台のタブレット端末等の活用と学習支援の充実を目的として、オンライン教材、デジタル教科書及びフィルタリングソフトの導入並びにGIGAスクールサポーターの配置派遣及びICT活用研修の実施を継続することにより、環境整備と利活用支援による教育ICTの充実を推進しました。また、物価高騰による保護者の経済的負担を軽減するため、小中学校の給食費全額を緊急的に補助する支援を行いました。さらに、市内在住の篤志家2名からの2,000万円の寄附を原資とするなかま夢応援奨学基金につきまして、事業初年度として市内在住の高校生3名にそれぞれ100万円の奨学金を給付し、大学進学のを夢を応援することができました。

以上が一般会計の決算の概要でございます。

引き続き、特別会計につきましてご報告いたします。

まず、特別会計国民健康保険事業におきましては、歳入総額は46億4,270万円、また、歳出総額は53億340万円となり、差引き6億6,060万円の不足が生じました。この中から前年度繰上充用金6億5,200万円を除く単年度決算につきましては、860万円の赤字決算となっております。この要因といたしましては、歳入におきまして国民健康保険税が被保険者数の減少に伴い、前年度と比較して6,370万円の減額となったこと、歳出におきまして、令和4年度に概算交付を受けておりました普通交付金の精算に伴い、3,250万円の返還が生じたことなどによるものでございます。

次に、国民健康保険の概況につきましては、令和5年度の各月平均の加入者数は8,876人でございまして、前年度に比べ570人減少しております。また、一人当たりの年間療養諸費は、前年度に比べ6,685円増加し、37万4,747円となっております。

令和6年度の国民健康保険財政につきましては、国民健康保険事業費納付金は減額となっておりますが、その財源となる国民健康保険税についても、被保険者数の減少に伴い減額となることが見込まれ、厳しい状況となることが想定されます。本市におきましては、この状況に対応するため、引き続き国民健康保険税の徴収強化、各種補助金の活用等による財源確保、医療費の適正化による歳出抑制に努め、福岡県と連携し、国民健康保険財政

の健全化を図ってまいり所存でございます。

次に、住宅新築資金等特別会計におきましては、歳入総額は、貸付金元利収入等240万円、歳出総額は、繰上充用金等3億2,100万円で、差引き3億1,850万円の収入不足となりました。この不足額につきましては、福岡県住宅新築資金等貸付金償還推進助成事業の活用及び貸付金の徴収努力を今後とも継続することにより、その解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、地域下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出の差引額は110万円の黒字となっております。その主な内容といたしまして、歳出におきましては、曙下水処理場の解体撤去工事費として1億1,180万円を支出いたしました。歳入におきましては、曙下水処理場解体撤去工事に対する収入として、国庫補助金4,020万円、地域下水道施設改良等基金繰入金2,790万円、一般会計繰入金4,300万円をそれぞれ受け入れております。

次に、公共用地先行取得特別会計につきましては、平成27年度をもって地方債の償還が完了し、新たな用地の取得もないことから、収入支出とも生じておりません。

次に、介護保険事業特別会計保険事業勘定におきましては、歳入53億1,760万円、歳出49億7,380万円となり、歳入歳出差引き3億4,380万円の黒字決算となっております。保険給付費は42億5,540万円で前年度に比べ2,000万円、率にして0.5%増加しております。増加の要因といたしましては、認定者数が令和6年3月末現在において3,332人で、前年度に比べ1.2%増加していることに加えて、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後、介護サービスの利用量が回復したことによるものと考えられます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入4,210万円、歳出2,720万円となり、歳入歳出差引き1,490万円の黒字決算となっております。なお、要支援者の年間給付管理件数は6,797件で、前年度に比べ3.7%減少しております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額8億7,430万円、歳出総額8億5,540万円、差引額1,890万円の黒字決算となっております。歳入の主なものといたしましては、被保険者からの保険料でございます。また、歳出の主なものといたしましては、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。1,890万円の黒字決算となっておりますが、このうち1,780万円は、市町村の会計において出納整理期間中であり4月及び5月に納付されました被保険者からの保険料でございます。本年度、福岡県後期高齢者医療広域連合に支出するものでございます。今後も福岡県後期高齢者医療広域連合との連携を密にし、安心、信頼の医療の確保及び医療費の適正化並びに保険料の収納率の向上を図り、なお一層の効率的運営に努力してまいります。

一般会計及び特別会計、それぞれにおける決算概要は以上でございます。

最後に、令和5年度普通会計決算における財政状況でございますが、実質収支は5億8,

170万円の黒字、単年度収支は1億9,820万円の赤字となっております。また、基金残高は前年度から13億540万円増額の77億3,070万円となり、4年連続の増額となっております。一方、地方債残高は前年度から7億7,100万円減額となる102億1,260万円となり、2年連続の減少となっております。また、地方財政健全化法に基づく各指標につきましても、将来負担比率は前年度に引き続き、将来負担なしとなっております。一方、実質公債費比率は、前年度から0.7ポイント悪化の4.0%、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度から2.6ポイント悪化し、93.7%となりました。比率悪化の主な要因といたしましては、実質公債費比率につきましては、公共下水道事業繰出金の増加及び控除される交付税算入公債費の減少に伴う実質的な公債費負担額の増額、経常収支比率につきましては、経常的な歳出の増加及び普通交付税及び臨時財政対策債といった経常的な一般財源等の歳入の減少によるものでございます。本市の財政健全化は途上にあり、一部の指標は悪化しているため、気を緩めることなく取り組む必要がありますが、財政構造の改善に向けた取組は着実に実を結んでいるものと考えます。

しかしながら、人口減少への対応策、加速する少子高齢化に伴う施策の充実、学校教育環境の整備や公共下水道事業の推進等の市民ニーズの高い行政サービス、社会保障及び公共施設の再編整備に必要となる財源の確保、国民健康保険事業における累積赤字解消といった諸問題も山積しております。今後とも行政の効率化により経費の抑制に努め、持続可能な行財政基盤を確立し、地域活性化の取組をさらに推進し、地方創生の実現を図ってまいりたいと考えております。

以上、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付するものでございます。なお、地方自治法第233条第5項及び第241条第5項の規定による説明書類といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する調書、主要な施策の成果に関する報告書を併せて提出いたしております。

次に、認定第8号、令和5年度中間市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、提案理由を申し上げます。

まず、利益の処分につきましては、当年度未処分利益剰余金1,327万2,517円を全額令和6年度に繰り越すものでございます。

次に、決算につきまして、ご説明いたします。

収益的収入及び支出につきまして、総収益は13億2,679万9,719円で、これに対する総費用は13億2,294万5,326円であり、純利益は385万4,393円となっております。

また、資本金的収入及び支出における総収入額は、5億9,510万4,750円で、これに対する総支出額は、消費税込みで9億6,271万8,838円となっております。差し引きしますと3億6,761万4,088円の不足となりますが、これは、当年度分

損益勘定留保資金等で全額補てんいたしております。

最後に、水洗化の状況につきまして、ご説明いたします。

令和5年度末までに水洗化された戸数は1万6,594戸で、昨年度より304戸増加いたしており、中間市全体的水洗化率は、92.2%となっております。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。また、同条第6項の規定に基づき、監査委員の審査に付した事業報告書及び地方公営企業法施行令第23条に規定するキャッシュ・フロー計算書等の書類を決算書と併せて提出いたしております。

次に、認定第9号、令和5年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、提案理由を申し上げます。

まず、利益の処分につきまして、当年度未処分利益剰余金1億9,290万5,166円のうち、令和5年度に補てん財源として取り崩した積立金6,685万9,553円を資本金に組み入れることにより、残余1億2,604万5,613円を繰り越すものでございます。

次に、決算認定につきましては、収益的収入及び支出における総収益は、9億3,096万2,758円で、前年度と比較いたしますと、2,129万8,449円の減額となっております。これに対する総費用は9億2,922万3,401円で、前年度と比較いたしますと、1,766万4,382円の増額となり、当年度の純利益は173万9,357円となっております。

また、資本的収入及び支出における総収入は、6億7,378万8,400円で、これに対する総支出は、10億9,744万4,870円となり、差引き4億2,365万6,470円の不足が生じましたが、この不足額は、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填いたしております。

次に、令和5年度の給水状況につきまして、給水戸数は2万9,232戸で、前年度より164戸増加しておりますが、給水人口は5万8,209人で、前年度より461人減少しております。また、有収水量につきましても、528万7,811立方メートルで、前年度より9万2,224立方メートル減少いたしております。近年の給水人口の減少に加え、節水器具の進歩、少子高齢化の進展と併せ、生活様式が多様化するなどにより、給水量の減少が続く中、今後とも給水収益の増加は期待できない状況でございます。それに対し、老朽化した施設の修繕、管路等の耐震化及び浄水施設の改良等も必要となっており、費用の増大が今後も見込まれ、水道事業を取り巻く経営環境は、非常に厳しくなることが予想されますが、水の供給は市民生活に欠かせないことから、今後も良質な水質の維持及び向上に向け、効率的経営の下、健全な事業運営を継続しつつ、安心して安全な水道水の安定供給に、より一層努めてまいり所存でございます。

以上、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。また、同条第6項の規定により、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を議案に添えて、提出いたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております各会計決算認定9件に対する質疑は、9月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第15. 第38号議案

日程第16. 第39号議案

日程第17. 第40号議案

日程第18. 第41号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第15、第38号議案から日程第18、第41号議案までの補正予算4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第38号議案、令和6年度中間市一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

まず、今回の補正予算の歳出の主なものといたしまして、議会費におきましては、ペーパーレス化によるコスト削減及び事務効率化並びに災害時の活用等を目的として導入するペーパーレス会議システムについて、債務負担行為として2,500万円の賃借料を追加計上いたしております。

総務費におきましては、財源調整のため、財政調整基金積立金を1億1,280万円増額いたしております。

民生費におきましては、中間市総合会館につきまして、利用者等の利便性の向上のため別館の駐車場を改修する工事に420万円を、本館に設置しているこども家庭センターの整備工事に1,410万円をそれぞれ追加計上しております。また、保護者負担の軽減を図るため、保育所等における給食費の材料費高騰分を補助する経費に870万円を計上いたしております。

商工費におきましては、物価高騰の影響を受けながらも特産品開発等を行う中小企業に対し、その経費の一部を補助する中間市特産品開発等事業補助金に2,400万円を計上いたしております。

教育費におきましては、学校給食費につきまして、本市では令和4年度から物価高騰により一食当たりの単価を小学校で40円、中学校で50円値上げいたしておりますが、児

童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、本年度の2学期及び3学期における値上げ分を緊急的に補助する経費として、1,510万円を計上いたしております。その一方で、この補助の実施により要保護及び準要保護に要する扶助費が一部不用となりますことから、調整のため、小学校分で200万円、中学校分で160万円をそれぞれ減額いたしております。また、中間仰木彬記念球場につきまして、グラウンドの改修工事費を計上した当初予算案を本年3月の市議会定例会にご提案いたしました。が、財源の助成金が未確定であり、流動的な予算組みであるとの理由で、この経費の一部について議決をいただくことができませんでした。このたび、助成金の内示がなされましたことから、1,600万円の経費を追加計上いたしております。さらに、同球場につきましては、プレー中のけがの防止のための老朽化したラバーフェンスの改修工事に2,760万円を、グラウンド利用者の利便性向上のためのトイレ動線改修工事に490万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳入につきましては、市税におきまして、令和6年度税制改正における個人市民税の定額減税による減収見込額が算定されましたことから、個人市民税を1億4,870万円減額いたしております。その一方で、定額減税に伴う減収を補填する交付金が決定したことから、地方特例交付金におきまして1億4,980万円を増額いたしております。

地方交付税におきましては、普通交付税額が決定し、新設されたこども子育て費を中心とした基準財政需要額の増加により、決定額が予算額を上回ったことから、1億360万円を増額いたしております。

国庫支出金におきましては、次世代育成支援対策整備交付金に700万円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に1,910万円をそれぞれ計上いたしております。

県補助金におきましては、保育所等給食支援事業費補助金430万円を計上いたしております。

諸収入におきましては、中間仰木彬記念球場グラウンド改修助成金に1,600万円、デジタル基盤改革支援補助金に3,050万円をそれぞれ計上いたしております。

市債におきましては、普通交付税の補完財源である臨時財政対策債につきましては、発行可能額の決定に伴い、420万円を増額いたしております。

地方財政計画における減額率は下回っておりますが、前年度比では減額となっておりますことから、今後は一層の効率的な財政運営に努めてまいります。また、扇ヶ浦団地29号線外道路冠水対策事業に560万円、中間仰木彬記念球場ラバーフェンス改修事業に1,840万円をそれぞれ計上いたしております。

なお、地方債の補正といたしましては、これらの金額の追加及び変更と併せまして、昨今の借入利率の上昇の状況に鑑み、利率の上限をこれまでの2.0%以内から4.0%以内に変更することといたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ2億1,354万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ194億7,790万8,000円とするものでございます。

次に、第39号議案、令和6年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、職員の育児休業の取得等に伴う会計年度任用職員の任用に要する人件費を510万円増額し、事業費の確定に伴い、国民健康保険システムの改修業務に係る経費を30万円減額いたしております。

次に、歳入の主な内容といたしましては、保健事業に従事する会計年度任用職員の人件費の増額に伴い、県補助金を330万円増額し、自治体情報システムの標準化・共通化に係る経費に対して交付されます、デジタル基盤改革支援補助金の交付決定に伴い、雑入を290万円増額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ480万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ54億5,283万6,000円とするものでございます。

次に、第40号議案、令和6年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳出の主なものといたしましては、令和5年度事業における介護給付費の確定に伴う返還金といたしまして、国庫負担金返還金を6,470万円、県負担金返還金を1,150万円、支払基金負担金返還金を1,930万円、地域支援事業費の確定に伴う返還金といたしまして、国庫返還金を80万円、県返還金を40万円、支払基金返還金を30万円増額いたしております。また、介護保険事業費の確定に伴う返還金といたしまして、国庫補助金返還金を20万円増額いたしております。

次に、保険事業勘定の歳入といたしましては、歳出補正に伴う財源調整といたしまして、前年度繰越金を9,840万円追加いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ9,842万7,000円を追加し、介護サービス事業勘定を加えた予算の総額を歳入歳出それぞれ51億6,640万1,000円とするものでございます。

次に、第41号議案、令和6年度中間市水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和5年度から実施しております唐戸浄水場浄水池整備事業が順調に進んだことによるものでございます。唐戸浄水場浄水池整備事業におきましては、3基の浄水池を設置予定でありますところ、このうち1基目の新設が完了し、通水及び正常稼働の確認ができました。この新設浄水池から配水池まで送水するに当たって必要な新設ポンプ及び受変電設備等を収納する建屋を建築する工事につきましては、当初、令和7年度の実施を計画しておりましたが、浄水池の新設が順調に進んだことにより、これを前倒しして実施することが可能となりました。浄水施設の老朽化が進む中、1日でも早く施設の更新を行い設備を整えることが、安全安心な水の安定供給の更なる実現に繋がるものと思料しましたことから、これに係る費用についてご提案するものでございます。

補正の内容といたしましては、当該建屋の建築工事の早期着工を目的として、今年度中にこれに係る契約を締結するため、令和6年度から令和7年度までの2か年で総額1億2,000万円の継続費を設定するもので、その年割額は、令和6年度が0円、令和7年度が1億2,000万円といたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております補正予算4件に対する質疑は、9月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第19. 第42号議案

日程第20. 第43号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第19、第42号議案及び日程第20、第43号議案の条例改正2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第42号議案、中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年11月1日に施行されることに伴うものでございます。

条例改正の内容といたしましては、児童扶養手当法施行令の改正に伴い、条例において引用しております同令の条項にずれが生じたことから、これを改正後の同令の条項に合わせるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、政令の施行日に合わせ、令和6年11月1日といたしております。

次に、第43号議案、中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により国民健康保険法の一部が改正され、令和6年12月2日に施行されることにより、国民健康保険の被保険者証が廃止されることに伴うものでございます。

条例の主な改正内容といたしましては、処罰の対象から、被保険者証の返還の求めに応じない場合を削除するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、法の施行日に合わせ、令和6年12月2日とし、施行日前にした行為及び現に被保険者証の交付を受けている世帯主が、国民健康保険税を

納付しない場合にした行為に対する罰則の適用につきましては、従前の例によることといたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております条例改正2件に対する質疑は、9月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第21. 第44号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第21、第44号議案、中間市第5次総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第44号議案、中間市第5次総合計画基本構想の策定について、提案理由を申し上げます。

中間市第5次総合計画基本構想につきましては、昨年6月の第3回市議会定例会にて上程をいたしましたところ、その重要性に鑑みて議会において設置されました特別委員会での審議で様々なご意見をいただきましたことから、対応について検討を重ね、同年12月の第5回市議会定例会にて当該議案の撤回について申し出、これにつきご承認をいただきました。撤回後は、審議においていただいたご意見を参酌し、再度、中間市第4次総合計画の検証を十分に行うとともに、将来都市構想という新たな視点を加え、本市の目指す姿がより明らかなものとなるよう見直しを行いました。この見直しを行った中間市第5次総合計画の案につきましては、再度実施しましたパブリックコメントによりいただきました市民の皆様からの多様なご意見を含め、改めて中間市総合計画策定審議会に諮問し、様々な見地から熱心にご審議いただき、先月6日に答申をいただいております。

それでは、基本構想の主な内容について、ご説明いたします。

まず、序論として、計画策定の概要、本市における課題、本市の地理的位置などの状況を示しております。

なお、変更点といたしましては、「第1章計画策定の概要」において、中間市第4次総合計画における基本目標の検証結果を示し、「第2章時代の流れからのまちづくりの課題」において、地方創生に向けた取組にデジタルの力を活用する視点を加えております。

次に、本論として、「夢がかなうまちなかま」を将来像として掲げ、計画期間が終了する2033年における定住人口の目標を3万6,000人とする人口の将来展望及び将来像の実現を目指すための施策の大綱を示しております。

なお、変更点といたしましては、先般は2060年に2万3,026人を上回ることを展望していた人口の将来展望につきまして、将来都市構想を加味し、先ほど申し上げまし

た目標に見直しております。また、土地利用構想について、今後発生する余剰地の利活用の視点を加えております。

つきましては、中間市総合計画条例第4条の規定により、中間市第5次総合計画の基本構想の策定について、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議決をいただきましたら、今後は、基本構想において示す施策の大綱に基づき、将来像の実現を目指すために「都市基盤」、「環境」、「産業」、「保健福祉」、「教育」、「安全安心」及び「行政経営」の7つの行政分野で政策を設け、相互に連携させながら展開していくことで、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進することといたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第44号議案に対する質疑は、9月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第22. 第45号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第22、第45号議案、中間市道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第45号議案、中間市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

今回、認定をいたします路線は、市営球場7号線の1路線でございます。

この路線につきましては、大字垣生地内の開発行為に伴い、本市が道路用地の帰属を受けたことにより、当該道路を市道として認定するものでございます。

道路の概要といたしましては、平均幅員6.00メートル、実延長87.10メートルでございます。

以上のとおり、当該路線を市道として認定するに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第45号議案に対する質疑は、9月5日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第23. 第46号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第23、第46号議案、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第４６号議案、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、令和６年１２月２日から施行されることにより、同日以降、現行の後期高齢者医療被保険者証が発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要がありますことから、同規約の一部変更に関し、関係市町村と協議することについて、地方自治法第２９１条の１１の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

規約の変更の内容といたしましては、同規約中の被保険者証及び資格証明書の文言を資格確認書等に変更するものでございます。

なお、規約の施行日につきましては、令和６年１２月２日といたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第４６号議案に対する質疑は、９月５日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第２４．会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第２４、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第８５条の規定により、議長において、安田明美議員及び中尾淳子議員を指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時55分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 安 田 明 美

議 員 中 尾 淳 子